

平成20年冬号
 発行：東青地域県民局
 地域農林水産部
 普及指導室
 TEL：017-734-9966
 FAX：017-734-8305



集落営農組織の法人化 ～法人化で得する経理のポイント～

去る1月9日(水)に外ヶ浜町役場において、平成19年度集落営農組織法人化研修会が開催されました。研修会では公認会計士で税理士の小野寺高氏を講師として、「法人化で得する経理のポイント」について講演がありました。

東青管内では、これまで14の集落営農組織が設立されました。これらの集落営農組織は5年後の平成23年秋から24年春までに法人化を目指して取り組んでいます。

法人化については、法人税や消費税などの新たな税負担、補助事業等で取得した資産の引継ぎ等、大きな障壁がありました。しかし、農林水産省や国税当局から集落営農組織の法人化に関する新たな見解が示され、集落営農法人の優位性が明らかになってきました。



＜講演する小野寺高氏＞

1 これからの法人化は農事組合法人が主流！

集落営農組織を法人化する場合、一般的に株式会社もしくは農事組合法人が考えられます。株式会社は会社法に基づく法人で、営利の追求を目的としています。議決権が1株1票制で迅速な意志決定が可能です。一方、農事組合法人は農協法に基づく法人で、共同利益の増進を目的としています。議決権が1人1票制で、組合員の平等を原則としていることから、集落営農組織の組合員に馴染みやすいと考えられます。

2 農事組合法人の税務上の特典

農事組合法人では、各組合員の労務の質や内容、従事時間等に応じて剰余金を配当する従事分量配当を行うことができます。この従事分量配当は法人の必要経費となることから、法人税を大幅に軽減することができます。

また、従事分量配当が消費税法上の「課税仕入」に該当するとの見解が、国税当局から示されました。このため、麦・大豆の生産割合が高く、収入の大半を国からの交付金等で占める



集落営農法人の消費税に係るイメージ

課税売上	小麦売上高	課税仕入 (従事分量配当を含む)	損金 (必要経費)
	大豆売上高		
その他売上高			
不課税売上	品目横断的経営安定対策に係る交付金	不課税仕入	当期剰余金(従事分量配当後)
	産地づくり交付金		
	水稻・麦共済金		

この差額のほぼ5%が申告により還付！

法人においては、設立年から毎年消費税が還付される可能性が高いと思われます。ただし、消費税の還付を受けるためには、課税売上と課税仕入を計算し、納税額を計算する「原則課税」を選択し、消費税課税事業者の選択届を税務署に提出する必要があります。

3 補助事業で導入した農業機械の引継ぎ

農林水産省では、平成19年3月27日に補助事業で導入した農業機械の引継ぎに関する新たな見解を示しました。集落営農組織が法人に組織変更する際、これまで無償貸付・無償譲渡を除いて補助金返還する必要がありましたが、「残存簿価で譲渡」もしくは「時価で譲渡」でも補助金の返還を求めないこととなりました。

このうち、「時価譲渡」では譲渡額が消費税の課税仕入に相当するため、法人側から見ると、消費税の納税額が最も少なくなります。また、任意組合を併存させる必要もないため、運営・事務面でも効率的です。

一方、任意組合側からみると、帳簿価額との差額分＝補助金相当分が譲渡益となりますが、機械の譲渡所得については1人当たり最高50万円の特別控除があるため、ほとんど所得税が発生しないと思われます。

補助金返還を求められない3つの方法

- ①無償貸付
- ②残存簿価で譲渡
(取得価額は「支払価額－補助金相当額」で減価償却費計算)
- ③時価で譲渡
(取得価額に補助金相当額を加えて減価償却費を再計算)

引継ぎ方法による納税面の比較

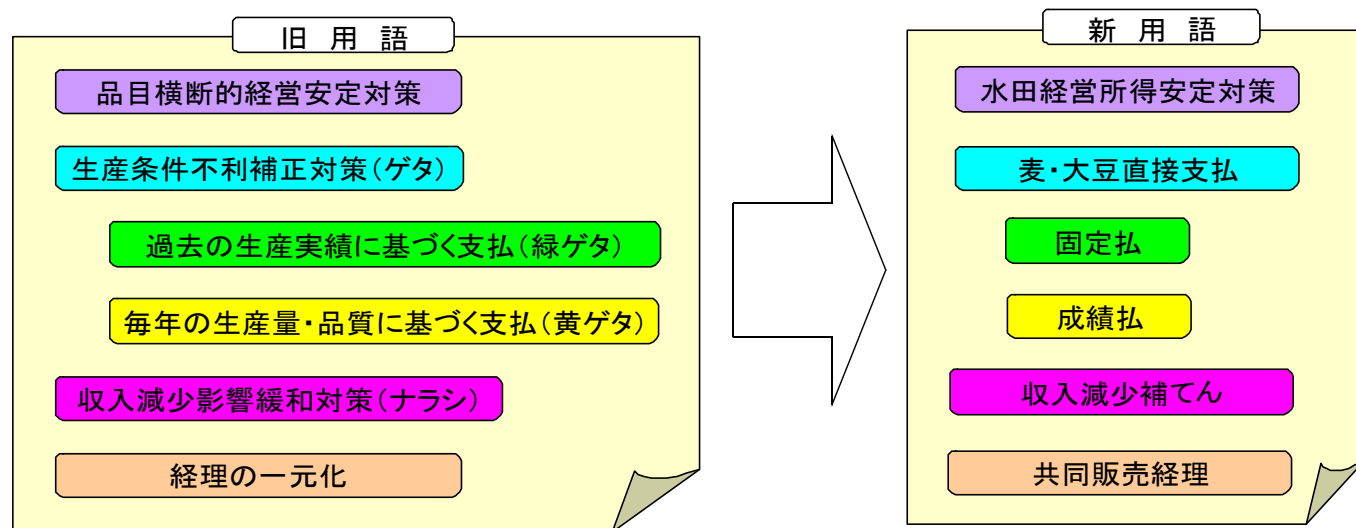
無償貸付	任意組合側(構成員側)	○任意組合の存続必要
	法人側	○減価償却費や賃借料が計上できない(法人税UP↑)
残存簿価譲渡	任意組合側(構成員側)	○譲渡額を課税売上に算入(消費税UP↑)
	法人側	○時価との差額分の受贈益発生(法人税UP↑) ○譲渡額(簿価)分が仕入税額控除対象(消費税DOWN↓)
時価譲渡	任意組合側(構成員側)	○簿価との差額分の譲渡益発生(所得税UP↑) ○譲渡額を課税売上に算入(消費税UP↑)
	法人側	○譲渡額(時価)分が仕入税額控除対象(消費税DOWN↓)

品目横断的経営安定対策が見直しされます

19年産から、品目横断的経営安定対策が始まりましたが、制度の基本を維持しつつ、地域の実態に即した見直しが行われることとなりました。

主な見直しは、①市町村特認制度の創設(特例を活用しても加入できなかった方にも加入の道が開かれる)、②収入影響緩和対策の充実(大幅な収入減少に対応するため、一度に上限額までの積立を選択できる仕組みの設置)、③交付金の支払の一本化(農協が販売代金と一緒に生産条件不利補正対策の交付金を立替払できるよう、国からの交付時期を早める)、④申請手続きの簡素化(書類の大幅な簡素化、申請時期の集中化)などが予定されています。

また、制度の正しい理解を進めるため、次の用語が変更されます。



なお、米政策改革及び農地・水・環境保全向上対策についても、合わせて見直しが行われますので、今後詳しい内容が分かり次第、御紹介したいと思います。

デルフィニウムの県育成品種が本格デビュー

デルフィニウムは、青森の「青」をイメージし、青森の夏期冷涼な気候に適することから、平成8年から県独自の品種育成が開始されました。

初めに登録出願(18年10月)されたのは、「ブルースピアー」(青色花)、「スカイスピアー」(水色花)、「イエロースピアー」(淡黄色花)の3品種ですが、青系の品種は、赤みの少ない鮮やかな花色が特徴となっています。

「スピアー」とは、英語で槍を意味し、花の形状を表現しています。

19年8月には「アメジストスピアー」(淡紫色花)も出願公表され、スピアーシリーズは4品種となりました。

これらの作付が本格的に20年度から始まります。種苗供給量に限りがあるため、20年度分は既に配布先が決まっていますが、21年度以降作付を希望される方、興味のある方は、普及指導室へお問い合わせください。



<ブルースピアー>

平成19年度 優良農地利用高度化研修会開催 ～集落営農組織の活性化による遊休農地の解消～

昨年12月17日、青森市にある青森県総合社会教育センターで「優良農地利用高度化研修会」が開催されました。この研修会は、集落営農組織の活動を強化し、優良農地の有効利用の促進と耕作放棄地の解消により、地域農業の活性化を図ることを目的として、地域リーダーや関係機関を対象に開催したものです。

研修会では、農事組合法人「原体ファーム」組合長 及川烈氏が「高収益作物や加工直売部門の導入による集落営農の多角化」と題して基調講演を行いました。ほ場整備事業を契機に集落営農を立ち上げ、各種事業を活用しながら農事組合法人を設立した経緯、米価の下落に対応し、高収益作物の導入や米粉パンの工房づくりなど、集落営農法人の6次産業化による経営体質の強化について、御講演されました。



講演する及川組合長

事例発表では、上小国営農組合事務局 小林忠幸氏が「中山間事業等を活用した地域農業の推進」について、JA新あおもり営農販売部長 工藤隆志氏が「転作組織を母体とした集落営農の推進」について、取り組み内容を報告しました。

また、青森農政事務所農政推進課 農政業務推進官 佐々木秀之氏から「集落営農に対する新たな国の施策について」情報提供がありました。

県では「攻めの農林水産業」推進基本方針の中で、認定農業者や集落営農組織など農業を担う経営体の育成に取り組むとともに、担い手への農地利用集積や遊休農地の防止・解消を図ることとしています。



熱心に聞き入る研修会出席者

この研修会を契機に、生産者や関係機関の皆さんが、これからの集落営農の活動強化に向けて、取組を強化するとともに、優良農地の有効活用により地域の農地を守り、地域農業の活性化が図られることを期待しています。